

事業所税

非課税・課税標準の特例・減免 対象施設一覧

目次

1	非課税対象施設一覧表	1
	福利厚生施設	4
	路外駐車場	4
	消防用設備等・防災施設等	5
	消防用設備等	6
	防災施設等	7
2	課税標準の特例対象施設一覧表	9
3	減免対象施設一覧表	11
	減免申請時必要書類一覧表	13

お問合せ先

〒577-8521

東大阪市荒本北1丁目1番1号

東大阪市 税務部 税制課 法人市民税係

TEL 06-4309-3133



1. 非課税対象施設一覧表

下記の表中の「要件等」はあくまで概要ですので、具体的適用については根拠法令を参照の上、担当係までお問い合わせください。

(令和5年4月1日現在)

整理番号		要件等	適用の有無		根拠法令
			資産割	従業者割	地方税法
1	国及び公共法人	国及び非課税独立行政法人並びに法人税法に規定する公共法人	○	○	第701条の34 第1項
2	公益法人等	法人税法に規定する公益法人等又は人格のない社団等が行う事業のうち収益事業以外の事業	○	○	〃 第2項
3	教育文化施設	博物館、図書館、幼稚園	○	○	〃 第3項 第3号
4	公衆浴場	公衆浴場法に規定する公衆浴場で道府県知事が入浴料金を定めるもの	○	○	〃 〃 第4号
5	と畜場	と畜場法に規定すると畜場	○	○	〃 〃 第5号
6	死亡獣畜取扱場	化製場等に関する法律に規定する死亡獣畜取扱場	○	○	〃 〃 第6号
7	水道施設	水道法に規定する水道事業者等の管理に属する水道施設	○	○	〃 〃 第7号
8	一般廃棄物処理施設	市町村長の許可、認定又は委託を受けて行う一般廃棄物の収集、運搬又は処分の事業の用に供する一定の施設	○	○	〃 〃 第8号
9	病院・診療所等	医療法に規定する病院及び診療所、介護保険法に規定する介護老人保健施設及び介護医療院並びに看護師等の医療関係者の養成所	○	○	〃 〃 第9号
10	社会福祉施設等	保護施設、小規模保育事業施設、児童福祉施設、認定こども園、老人福祉施設、障害者支援施設、社会福祉事業用施設、包括的支援事業用施設、家庭的保育事業用施設等	○	○	〃 〃 第10号～第10号の9
11	農林漁業生産施設	農業、林業又は漁業を営む者が直接その生産の用に供する一定の施設	○	○	〃 〃 第11号

整理番号		要件等	適用の有無		根拠法令
			資産割	従業者割	地方税法
12	農業協同組合等 共同利用施設	農業協同組合、水産業協同組合、森林組合等が農林水産業者の共同利用に供する一定の施設	○	○	第701条の34 第3項 第12号
13	卸売市場等	卸売市場、付設集団売場等、指定場外保管場所	○	○	〃 〃 第14号
14	電気事業用施設	電気事業法に規定する一般送配電事業、送電事業、配電事業、発電事業又は特定卸供給事業の用に供する一定の施設	○	○	〃 〃 第16号
15	ガス事業用施設	ガス事業法に規定する一般ガス導管事業又はガス製造事業の用に供する一定の施設	○	○	〃 〃 第17号
16	中小企業の集積の 活性化事業用施設	独立行政法人中小企業基盤整備機構法に規定する連携等又は中小企業の集積の活性化に寄与する一定の事業を行う者が、都道府県又は独立行政法人中小企業基盤整備機構から資金の貸付を受けて設置する施設のうち、当該事業又は当該事業に係るものとして政令で定める事業の用に供する一定の施設	○	○	〃 〃 第18号
17	総合特別区域施設	総合特別区域法に規定する事業を行う者が、市町村からの貸付を受けて設置する施設のうち、当該事業又は当該事業に係るものとして政令で定める事業の用に供する一定の施設	○	○	〃 〃 第19号
18	鉄道事業用施設	鉄道事業法に規定する鉄道事業者又は軌道法に規定する軌道経営者がその本来の事業の用に供する施設のうち、事務所及び発電施設以外の施設（注 参照）	○	○	〃 〃 第20号
19	自動車運送 事業用施設	一般乗合旅客自動車運送事業、一般貨物自動車運送事業又は貨物利用運送事業のうち一定のものを経営する者が、その本来の事業の用に供する施設のうち、事務所以外の施設（注 参照）	○	○	〃 〃 第21号
20	自動車ターミナル 用施設	自動車ターミナル法に規定するバスターミナル又はトラックターミナルの用に供する施設のうち、事務所以外の施設（注 参照）	○	○	〃 〃 第22号
21	電気通信 事業用施設	電気通信事業法に規定する無線通話装置を用いる事業以外の電気通信事業を営む者で政令で定めるものが、その事業の用に供する施設のうち、事務所、研究施設及び研修施設以外の施設（注 参照）	○	○	〃 〃 第24号
22	一般信書便 事業用施設	民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する一般信書便事業者がその本来の事業の用に供する一定の施設	○	○	〃 〃 第25号
23	郵便事業用施設	日本郵便株式会社が業務の用に供する一定の施設	○	○	〃 〃 第25号の2

整理番号		要件等	適用の有無		根拠法令
			資産割	従業者割	地方税法
24	勤労者の福利厚生施設	事業を行う者等が設置する専ら勤労者の利用に供する福利厚生施設で政令で定めるもの（4頁 参照）	○	○	第701条の34 第3項 第26号
25	路外駐車場	駐車場法に規定する路外駐車場で政令で定めるもの（4頁 参照）	○	○	” ” 第27号
26	自転車等駐車場	都市計画法に掲げる駐車場として定められた原動機付自転車又は自転車の駐車施設	○	○	” ” 第28号
27	高速道路事業用施設	各高速道路株式会社が高速道路の新設又は改築、高速道路について行う維持、修繕その他の管理等一定の事業の用に供する施設のうち、事務所以外の施設（注 参照）	○	○	” ” 第29号
28	消防用設備等 防災施設等	百貨店、旅館等の多数の者が出入りする特定防火対象物に設置される消防用設備等又は防災施設等（5~8頁 参照）	○	—	” 第4項
29	港湾運送事業用施設	港湾運送事業法に規定する港湾運送事業者がその本来の事業の用に供する施設で、労働者詰所及び現場事務所に係る従業者給与総額	—	○	” 第5項

注： 事務所とは、事業に関連して庶務、会計等いわゆる現業に属さない総合的な事務を行う場所をいい、通常これに付属する物置、炊事場、小使室、会議室、金庫室等は事務所に含めて取り扱われます。

ただし物品の加工、販売等を行う場所の一部において、現業に直結して現金の出納、事務所との連絡、従業者の出欠等の事務を行うため、単に一、二の机を配した程度の場所は事務所には該当しません。

したがって倉庫、店舗等に付属して設置された事務所部分については、各々倉庫、店舗等の一部として取り扱われます。

主な非課税対象施設について

福利厚生施設（整理番号 24）

（法第701条の34第3項第26号、令第56条の41、則第24条の7）

事業を行う者又は事業を行う者で組織する団体が経営する、専ら当該事業を行う者又は当該団体の構成員である事業を行う者が雇用する勤労者の利用に供する福利厚生のための施設、並びにこれらの者等から経営の委託を受けて行う事業に係る施設で、専ら勤労者等の利用に供する福利厚生のための施設が対象となります。

福利厚生施設とは、体育館、保養所、理髪室、医務室、休憩室、娯楽室、図書室、喫茶室、売店、食堂等、事業主が勤労者の慰安、娯楽等の便宜を図るために常時設けている施設で直接事業の用に供されていないものをいいます。

ただし、業務の性質上設置された施設は、福利厚生施設に該当しません。

例えば、タクシー乗務員の仮眠室、電話交換手の休憩室、制服着用義務がある場合又は事務服、作業服に着替えないと仕事に従事できない場合の更衣室、工場内の浴室、研修所等です。

また、トイレや屋根付き自転車置場等業務をされる上で必要な施設については、福利厚生施設に該当しません。

注：社宅及び社員寮は、人の居住の用に供する施設ですので事業所税の課税対象外です。

路外駐車場（整理番号 25）

（法第701条の34第3項第27号、令第56条の42、則第24条の8）

駐車場法第2条第2号に規定する路外駐車場（道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設であって一般公共の用に供されるもの）のうち、**時間貸しの部分等**が非課税に該当します。なお、非課税の対象となる路外駐車場は次のとおりです。

- （1）都市計画駐車場（都市計画において定められた路外駐車場）
- （2）駐車場法第12条の規定による届出駐車場
- （3）不特定多数の者が利用する公共施設等から一定の距離（概ね200mを目安とする）の範囲内であって、有料・無料にかかわらず一般の利用を制限していないもの

また、非課税の対象となる範囲は、駐車のために供する部分だけでなく車路、料金徴収所及びターンテーブル等も含まれます。

以上の路外駐車場以外の**屋内にある駐車場は基本的に課税対象になります。**

注：月極貸しの部分等は非課税に該当しませんので、同一駐車場内に時間貸しと月極貸しとが併設されている場合は、それぞれの面積割合に応じて非課税部分を計算します。

消防用設備等・防災施設等（整理番号 28）

（法第701条の34第4項、令第56条の43、則第24条の9）

非課税の対象となるのは、次に掲げる**特定防火対象物**に設置される**消防用設備等及び防災施設等**に限られますので、これらの設備・施設等が事業所用家屋内に設置されていても当該事業所用家屋が特定防火対象物に該当しない場合、非課税の規定は適用されませんのでご注意ください。

消防法施行令別表1のうち、特定防火対象物に該当するもの

項	特 定 防 火 対 象 物
(1)	イ 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 ロ 公会堂又は集会場
(2)	イ キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの ロ 遊技場又はダンスホール ハ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗〔(1)項イ、(4)項、(5)項イ及び(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く〕その他これに類するものとして総務省令で定めるもの ニ カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室（これに類する施設を含む。）において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で総務省例で定めるもの
(3)	イ 待合、料理店その他これらに類するもの ロ 飲食店
(4)	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場
(5)	イ 旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの
(6)	イ 病院、診療所又は助産所 ロ 老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム（避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。）、有料老人ホーム（避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。）、介護老人保健施設等 ハ 老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム（ロ以外のもの）、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム（ロ以外のもの）、保育所、幼保連携型認定こども園等 ニ 幼稚園又は特別支援学級
(9)	イ 公衆浴場のうち蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの
(16)	イ 複合用途防火対象物のうち、その一部が(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの
(16)の2	地下街
(16)の3	建築物の地階〔(16)の2項に掲げるものの各階を除く〕で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの〔(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る〕

1. 消防用設備等（令第56条の43第2項）

次に掲げる設備又は施設で、消防法第17条第1項の技術上の基準に適合するもの又は同法第17条の2の5第1項もしくは第17条の3第1項の規定の適用があるものが非課税の対象となります。

消 防 用 設 備 等		
①	消 火 設 備 (水その他消火剤を使用して消火を行う機械器具又は設備)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消火器、水バケツ等の簡易消火用具 ・ 屋内消火栓設備、屋外消火栓設備 ・ スプリンクラー設備等の水槽 ・ 水噴霧・泡・不活性ガス・ハロゲン化物・粉末消火設備 ・ 動力消防ポンプ設備
②	警 報 設 備 (火災の発生を報知する機械器具又は設備)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自動火災報知設備 ・ ガス漏れ火災警報設備 ・ 漏電火災警報器 ・ 消防機関へ通報する火災報知設備 ・ 警鐘等の非常警報器具及び非常ベル等の非常警報設備
③	避 難 設 備 (火災が発生した場合において避難するために用いる機械器具又は設備)	<ul style="list-style-type: none"> ・ すべり台、避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋等 ・ 誘導灯、誘導標識
④	消 防 用 水	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防火水槽、貯水池その他の用水
⑤	消火活動上必要な施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 排煙設備、連結散水設備、連結送水管、非常コンセント設備、無線通信補助設備
⑥	非 常 電 源	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防用設備等に附置される非常電源に係る発電室、蓄電室、変電室
⑦	パイプスペース等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防用設備等に係るパイプスペース又は電気配線シャフトの部分
⑧	総合操作盤等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合操作盤その他消防用設備等の操作機器の設置部分

注：表中 非課税となる部分は、床面積を有する部分に限ります。

2. 防災に関する施設等（令第56条の43第3項、則第24条の9）

次に掲げる設備又は施設（①～⑥にあつては、建築基準法等の規定に適合するもの、又は建築基準法第3条第2項の適用がある建築物に設置されているものに限る）については、下表の割合で非課税の規定が適用されます。

	施設又は設備	非課税施設の範囲	非課税割合
①	階 段	(1) 建築基準法施行令第123条の規定による避難階段又は特別避難階段の階段室 (特別避難階段にあつては、附室を含む)	全部
		(2) 避難階又は地上へ通ずる直通階段の階段室 (避難階とは直接地上へ通ずる出入口のある階をいい、直通階段には(1)に掲げる階段を除く)	$\frac{1}{2}$
		(3) 建築基準法施行令第112条第9項に規定する建築物（主要構造部を耐火又は準耐火構造とし、かつ地階又は3階以上の階に居室を有する建築物）の階段室で、耐火又は準耐火構造の床・壁等で区画されているもの (上記(1)(2)以外)	$\frac{1}{2}$
②	排煙設備等	(1) 排煙設備、非常用の照明装置の設置部分及び電源室（予備電源室を含む）	全部
③	廊 下	(1) 廊下の部分	$\frac{1}{2}$
④	非常用進入口等	(1) 非常用進入口（バルコニーを含む）	全部
		(2) 避難階における屋外への出入口の部分	$\frac{1}{2}$
⑤	昇 降 機 等	(1) 建築基準法施行令第129条の13の3第2項に規定する非常用エレベーターの昇降路（機械室を含む）及び乗降ロビー	全部
		(2) 建築基準法施行令第112条第9項に規定する建築物の(1)以外のエレベーター、エスカレーター等の昇降路で、耐火又は準耐火構造の床・壁等で区画されているもの	$\frac{1}{2}$
		(3) 建築基準法施行令第112条第9項に規定する建築物の、吹抜けとなっている部分、ダクトスペースの部分等で耐火又は準耐火構造の床・壁等で区画されているもの	$\frac{1}{2}$

	施設又は設備	非課税施設の範囲	非課税割合
⑥	中央管理室	<p>建築基準法施行令第20条の2第2号ハに定める高さが31mを越える建築物及び1,000㎡をこえる地下街に設置された中央管理室で、(1)～(3)に掲げる設備又は装置を設置しているもの</p> <p>(1) 排煙設備の制御及び作動の状態の監視に係る設備</p> <p>(2) 建築基準法第34条第2項に規定する建築物（高さが31mを越える建築物）に設置される中央管理室については、建築基準法施行令第129条の13の3第2項に規定する非常用エレベーターのかごを呼び戻す装置の作動に係る設備及び非常用エレベーターのかご内と連絡する電話装置</p> <p>(3) 消防法施行令第23条第1項の規定の適用がある次に掲げる建築物に設置される中央管理室については、消防機関へ通報する火災報知設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地下街 ・延床面積が500㎡以上で本冊子5頁の特定防火対象物の表中(1)(2)(4)(5)(6)に掲げる建築物 ・延床面積が1,000㎡以上で本冊子5頁の特定防火対象物の表中(3)(7)に掲げる建築物 <p>注：中央管理室のうち、消防機関へ通報する火災報知設備に係る部分は防災に関する施設としては非課税の対象にはなりません。本冊子6頁に掲げる消防用設備等の施設として非課税の対象になります。</p>	$\frac{1}{2}$
⑦	避難通路 (主要避難通路及び補助避難通路)	東大阪市火災予防条例第53条～第58条に定める避難通路（劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場、（以下「劇場等」という）、キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの及び飲食店、百貨店、マーケット、その他の物品販売業を営む店舗又は展示場、パチンコ屋に対して設置が義務付けられているもの）に限ります。	全部
		(1) スプリンクラーの有効範囲内の避難通路	$\frac{1}{2}$
⑧	喫煙所	東大阪市火災予防条例第26条に基づき設置される喫煙所（「劇場等」、百貨店などに設置が義務付けられているもの）等	$\frac{1}{2}$

注：表中 非課税となる部分は、床面積を有する部分に限ります。

2. 課税標準の特例対象施設一覧表

下記の表中の「要件等」はあくまで概要ですので、具体的適用については根拠法令を参照の上、担当係までお問い合わせください。

(令和5年4月1日現在)

整理番号		要件等	適用割合		根拠法令
			資産割合	従業者割合	地方税法
1	協同組合等	法人税法に規定する協同組合等がその本来の事業の用に供する施設	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$	第701条の41 第1項 第1号
2	各種学校等	学校教育法に規定する専修学校又は各種学校が直接教育の用に供する施設（学校法人又は私立学校法第64条第4項の法人が設置するものを除く）	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$	〃 〃 第2号
3	公害防止施設	事業活動に伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他公害の防止または資源の有効な利用のための一定の施設（整理番号4に該当するものを除きます。）	$\frac{3}{4}$	—	〃 〃 第3号
4	公害防止事業用施設	産業廃棄物の収集・運搬又は処分事業、浄化槽清掃事業、廃油処理事業、資源の有効な利用のための事業の用に供する施設で、事務所以外の施設（3頁注 参照）	$\frac{3}{4}$	$\frac{1}{2}$	〃 〃 第4号
5	家畜市場	家畜取引法に規定する家畜市場	$\frac{3}{4}$	—	〃 〃 第5号
6	生鮮食料品価格安定用施設	公的補助等により設置される消費地食肉冷蔵施設	$\frac{3}{4}$	—	〃 〃 第6号
7	醸造業の製造用施設	みそ、しょうゆ、食用酢、酒類の製造業者が直接これらの製造の用に供する施設のうち、包装、瓶詰、たる詰等用以外の施設	$\frac{3}{4}$	—	〃 〃 第7号
8	木材市場 木材保管施設	せり売り等の方法により定期的に開場される木材市場又は木材販売業者、製材業者等が事業の用に供する木材保管施設	$\frac{3}{4}$	—	〃 〃 第8号
9	ホテル、旅館用施設	旅館業法に規定するホテル・旅館営業用施設（風俗営業法関連施設は除く）で、客室、食堂（専ら宿泊客の利用に供する施設に限る）、広間（主として宿泊客以外の者の利用に供する施設を除く）、ロビー、浴室、厨房、機械室、その他これらに類する施設 注： その他これらに類する施設には、玄関、玄関帳場、フロント、クロック、配膳室、サービスステーション、便所、階段、エレベーター、リネン室及びブランドリー室が含まれます。	$\frac{1}{2}$	—	〃 〃 第9号
10	港湾施設のうち一定のもの	港湾法に規定する港湾施設のうち、港務通信施設、旅客施設および船舶役務用施設	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$	〃 〃 第10号

整理番号		要件等	適用割合		根拠法令
			資産割	従業者割	地方税法
11	港湾施設の上屋・倉庫	港湾法に規定する港湾施設のうち、上屋及び倉庫(倉庫業法に規定する倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫に限る)で臨港地区内に設置されるもの	$\frac{3}{4}$	$\frac{1}{2}$	第701条の41 第1項 第11号
12	外国貿易用コンテナ施設	外国貿易のため外国航路に就航する船舶により運送されるコンテナ貨物に係る荷さばきの用に供する施設	$\frac{1}{2}$	—	” ” 第12号
13	港湾運送事業用上屋	港湾運送事業法に規定する港湾運送事業のうち、一般港湾運送事業又は港湾荷役事業の用に供する上屋	$\frac{1}{2}$	—	” ” 第13号
14	倉庫業者の倉庫	倉庫業法に規定する倉庫業者が、その本来の事業の用に供する倉庫(事務所を除く、3頁注 参照)	$\frac{3}{4}$	—	” ” 第14号
15	タクシー事業用施設	タクシー事業者がその本来の事業の用に供する施設のうち、事務所以外の施設(3頁注 参照)	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$	” ” 第15号
16	流通業務地区内の上屋、店舗等	流通業務市街地の整備に関する法律に規定する流通業務地区内に設置されるトラックターミナル、貨物駅、貨物積卸施設、倉庫、上屋、荷さばき場または卸売業等の用に供する店舗等(下記17に掲げるもの及び事務所を除く、3頁注 参照)	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$	” ” 第17号
17	流通業務地区内の倉庫業者の倉庫	流通業務市街地の整備に関する法律に規定する流通業務地区内に設置される倉庫で、倉庫業法に規定する倉庫業者が、その本来の事業の用に供するもの(事務所を除く、3頁注 参照)	$\frac{3}{4}$	$\frac{1}{2}$	” ” 第18号
18	特定信書便事業用施設	民間事業者による信書の送達に関する法律に規定する特定信書便事業者が、その本来の事業の用に供する一定の施設	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$	” ” 第19号
19	心身障害者多数雇用事業所	常時雇用する心身障害者(短時間労働者を除く)の数と重度心身障害者である短時間労働者の数を合計した数が10人以上であり、かつ常時雇用する労働者(短時間労働者を除く)の総数に対する割合が2分の1以上である事業所等で、障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する助成金の支給を受けているもの	$\frac{1}{2}$	—	” 第2項
20	特定農産加工業者等の事業用施設	特定農産加工業経営改善臨時措置法に規定する承認を受けた特定農産加工業者又は特定事業協同組合等が承認計画に従って実施する経営改善措置に係る事業の用に供する一定の施設(法人の場合には令和6年6月30日までに終了する事業年度分まで、個人の場合には令和5年分までに限る)	$\frac{1}{4}$	—	本法附則 第33条の5
21	企業主導型保育事業の用に供する施設	平成29年4月1日から令和7年3月31日までの期間に政府から企業主導型保育事業の運営費に係る補助を受けた者が行う認可外の事業所内保育施設	$\frac{3}{4}$	$\frac{3}{4}$	本法附則 第33条の6

3. 減免対象施設一覧表

下記の表中の「要件等」はあくまで概要ですので、具体的適用については根拠法令を参照の上、担当係までお問い合わせください。

(令和5年4月1日現在)

整理番号	対 象	要 件 等	適用割合		根拠法令
			資 産 割	従 業 者 割	市税条例 第95条の10 第1項
1	教科書出版事業用施設	教科書の出版に係る売上金額が出版物の販売事業に係る総売上金額の2分の1を超える場合の教科書出版事業用施設	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$	第1号
2	慈善興行を行う劇場等	劇場等で国又は地方団体の振興助成に係る芸能等の上演又は慈善興行がしばしば行われ公益性を有するもの	$\frac{1}{2}$	—	第2号
	舞台等の広い劇場等	定員制をとっている劇場等で、舞台、舞台裏及び楽屋の部分の面積が客席の部分の面積より大きいものの舞台等に係るもの	$\frac{1}{2}$	—	
3	指定自動車教習所	道路交通法に規定する指定自動車教習所	$\frac{1}{2}$	$\frac{1}{2}$	第3号
4	修学旅行用バス施設	一般貸切旅客自動車運送事業者が修学旅行等の用に供する施設のうち、事務所以外の施設（3頁注 参照）	一定割合	一定割合	第4号
5	酒類卸売業の保管用倉庫	酒税法により免許を受けた酒類の卸売業を行う者が当該事業の用に供する酒類の保管のための倉庫	$\frac{1}{2}$	—	第5号
6	タクシー事業用施設	タクシー台数が250台以下のタクシー事業者がその本来の事業の用に供する施設で、事務所以外の施設（3頁注 参照）	全部	全部	第6号
7	中小企業近代化助成施設	小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付けを受けて設置された施設で、高度化事業用施設に相当するもの 注： 具体的には工場、店舗、倉庫および共同施設等並びにこれらの付属設備で中小企業者が行う事業の用に供するもの。なお、貸付け等の対象とならなかった施設（自己資金により単独で建てた施設）については含まれません	全部	全部	第7号
8	農林中央金庫	農林中央金庫がその本来の事業の用に供する施設	全部	全部	第8号
9	農業協同組合等の共同利用施設	農業協同組合、水産業協同組合、森林組合等が農林水産業者の共同利用に供する施設	全部	全部	第9号

整理番号	対 象	要 件 等	適用割合		根拠法令
			資 産 割	従 業 者 割	市税条例 第95条の10 第1項
10	再受託施設	国有の会議場施設の管理の委託等に関する特別措置法施行法第3条第2項に規定する管理再受託者が管理する同項に規定する再受託施設	全部	全部	第11号
11	古紙回収事業用施設	古紙の回収の事業を行う者が、当該事業の用に供する施設	$\frac{1}{2}$	—	第12号
12	家具保管用施設	家具の製造又は販売の事業を専ら行う者が当該家具に係る製品又は商品の保管の用に供する施設（展示場を除く）	$\frac{1}{2}$	—	第13号
13	ビルメンテナンス従事者	ビルの室内清掃、設備管理等の事業を行う者の従業者のうち、これらの事業に直接従事する者	—	$\frac{1}{2}$	第14号
14	ねん糸・かさ高加工糸製造業、織物業、製綿業、機械染色整理業の保管用施設	ねん糸・かさ高加工糸・織物および綿の製造を行う者（ねん糸・かさ高加工糸の製造を行う者については、専業に限る）並びに機械染色整理の事業を行う者で、中小企業に該当する者が、原材料または製品の保管（織物の製造を行う者については、製造の準備を含む）の用に供する施設 注・原材料には製造工程において間接的に消費される燃料、潤滑油、消耗器具等は含みません ・保管の用に供する施設には、展示場また臨時的なものや作業のために原材料を置く場所は除かれます	$\frac{1}{2}$	—	第15号
15	つけもの製造用施設	野菜又は果実（梅に限る）のつけものの製造の事業を行う者が直接製造の用に供する施設で、包装、びん詰、たる詰等用以外の施設	$\frac{3}{4}$	—	第16号
16	藺製品製造業保管用施設	藺製品の製造を行う者が原材料又は製品の保管の用に供する施設（藺製品と併せ製造するポリプロピレン製花筵に係るものを含む）	$\frac{1}{2}$	—	第18号
17	倉庫業者の倉庫 流通業務地区内の倉庫業者の倉庫 港湾運送事業用上屋	倉庫業法に規定する倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫又は港湾運送事業のうち一般港湾運送事業もしくは港湾荷役事業の用に供する上屋で、これらの施設に係る事業所床面積の合計面積が倉庫又は上屋それぞれについて3万平方メートル未満であるもの	全部	全部	第19号

減免申請時必要書類一覧表

減免を申請する際は、下記の添付書類が必要になります。

整理番号	対象	添付書類
1	教科書出版事業用施設	<ul style="list-style-type: none"> ●出版物の販売事業に係る総売上金額および教科書の出版に係る売上金額が明らかになる書類 ●教科書出版事業用施設が明らかになる平面図
2	慈善興行を行う劇場等	<ul style="list-style-type: none"> ●年間の上演日数及び慈善興行の日数が明らかになる書類 ●劇場等の平面図
	舞台等の広い劇場等	<ul style="list-style-type: none"> ●定員制をとっていることを証する書類 ●舞台、舞台裏、楽屋、客席を示した平面図
3	指定自動車教習所	<ul style="list-style-type: none"> ●公安委員会発行の指定書の写し ●平面図
4	修学旅行用バス施設	<ul style="list-style-type: none"> ●運輸局発行の一般貸切旅客自動車運送事業の許可書の写し ●事業に係るバスの総走行キロ数及び修学旅行等に係るバスの走行キロ数が明らかになる書類 ●修学旅行用バス施設が明らかになる平面図
5	酒類卸売業の保管用倉庫	<ul style="list-style-type: none"> ●所轄税務署長発行の酒類販売免許書の写し又は証明書 ●酒類卸売業の保管用倉庫が明らかになる平面図
6	タクシー事業用施設	<ul style="list-style-type: none"> ●運輸局に届出た各営業所の届出書の写し ●タクシー事業用施設が明らかになる平面図
7	中小企業近代化助成施設	<ul style="list-style-type: none"> ●資金の貸付けを証する書類 ●中小企業近代化助成施設が明らかになる平面図
8	農林中央金庫	<ul style="list-style-type: none"> ●定款等 ●平面図
9	農業協同組合等の共同利用施設	<ul style="list-style-type: none"> ●定款等 ●農業協同組合等の共同利用施設が明らかになる平面図
11	古紙回収事業用施設	<ul style="list-style-type: none"> ●古紙の回収、販売業者であることを証する書類(定款等) ●古紙回収事業用施設が明らかになる平面図
12	家具保管用施設	<ul style="list-style-type: none"> ●家具の製造又は販売の事業を専ら行うものであることを証する書類(定款、当該事業に係る売上金額および総売上金額が明らかになる書類等) ●家具保管用施設が明らかになる平面図
13	ビルメンテナンス従事者	<ul style="list-style-type: none"> ●ビルの室内清掃、設備管理等の事業を行っていることを証する書類(労働局へ提出する「労働保険 概算・増加概算・確定保険料申告書」)
14	ねん糸・かさ高加工糸製造業、織物業、製綿業、機械染色整理業の保管用施設	<ul style="list-style-type: none"> ●中小企業等経営強化法第2条第1項に規定する中小企業者であることを証する書類 ●ねん糸、かさ高加工糸の製造を行う者については、専業であることが明らかになる書類 ●保管用施設が明らかになる平面図
15	つけもの製造用施設	<ul style="list-style-type: none"> ●つけもの製造業者であることを証する書類(定款等) ●つけもの製造用施設が明らかになる平面図
17	倉庫業者の倉庫	<ul style="list-style-type: none"> ●倉庫業の営業倉庫であることを証する書類(運輸局に届出た倉庫等の設置届出書等の写しや運輸局発行の証明書で、登録されている倉庫の住所の記載があるもの)
	流通業務地区内の倉庫業者の倉庫	<ul style="list-style-type: none"> ●一般港湾運送事業または港湾荷役事業に係る登録証の写し
	港湾運送事業用上屋	<ul style="list-style-type: none"> ●倉庫又は上屋部分が明らかになる平面図